

鈴鹿市訓令第 3 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 8 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市文書管理規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市文書管理規程（平成 1 7 年鈴鹿市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
(定義) 第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 課 <u>鈴鹿市行政組織条例第 2 条に規定する技術監理契約課、</u>鈴鹿市行政組織規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 7 号。以下この条において「組織規則」という。）<u>第 3 条第 1 項</u>に規定する課及び組織規則第 6 条第 1 項に規定する会計課をいう。 (7)～(23) 略 別表第 1（第28条関係）		(定義) 第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 課 鈴鹿市行政組織規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 7 号。以下この条において「組織規則」という。）<u>第 3 条</u>に規定する課及び組織規則第 6 条第 1 項に規定する会計課をいう。 (7)～(23) 略 別表第 1（第28条関係）									
<table><tr><td>所管課名</td><td>記号</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>		所管課名	記号	略	略	<table><tr><td>所管課名</td><td>記号</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>		所管課名	記号	略	略
所管課名	記号										
略	略										
所管課名	記号										
略	略										

管財課	略	管財課	略
略	略	<u>契約検査課</u>	<u>契</u>
資産税課	略	略	略
<u>技術監理契約課</u>	<u>技</u>	資産税課	略
略	略	略	略
子ども家庭支援課	略	子ども家庭支援課	略
<u>子ども保健課</u>	<u>子保</u>	略	略
略	略	略	略
福祉医療課	略	福祉医療課	略
略	略	<u>健康づくり課</u>	<u>健</u>
		略	略

別表第 2（第28条関係）

出先機関名	記号
略	略
国府幼稚園	略
旭が丘幼稚園	略
略	略
神戸幼稚園	略
略	略

別表第 2（第28条関係）

出先機関名	記号
略	略
国府幼稚園	略
<u>加佐登幼稚園</u>	<u>加幼</u>
旭が丘幼稚園	略
<u>白子幼稚園</u>	<u>白幼</u>
<u>稲生幼稚園</u>	<u>稲幼</u>
略	略
神戸幼稚園	略
<u>栄幼稚園</u>	<u>栄幼</u>
略	略

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。